



つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

つくばみらい市長 山口 浩

つくばみらい市条例第 1 号

つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。